

様式第4号（第11条関係）

基 住 第 1 7 3 号
令和5年7月25日

第12区区長 鈴木 貴一朗 様

基山町長 松田 一也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1. 提案の取扱い

令和5年5月1日付けで提案がありました、横断歩道につきましては、佐賀県警察が設置しますので、鳥栖警察署に要望しましたが、設置が困難との回答となっております。また、側溝の蓋は、令和5年度に、カラー舗装は、令和6年度に設置します。

2. 取扱いの理由

同所は、歩行者の横断待ち場所となる滞留スペースの確保が困難なことに加え、現状の交差点の形状が見通しのきかない道路のまがりかどであることから、警察の横断歩道の設置基準を満たさないため。

側溝の蓋及びカラー舗装については、歩行者等の安全確保のため、設置します。

3. その他

町としては、車の運転者に注意喚起を行うため、曲がり角の手前に「減速マーク」や「飛びだし注意」等の文字を路面に表示することで、安全対策を取りたいと考えております。